

平成二十五年八月十三日受領  
答 弁 第 一 一 二 号

内閣衆質一八四第一二号

平成二十五年八月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出成年後見制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出成年後見制度に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

政府として、刑事施設の被収容者の処遇に当たって、これらの者に対する成年後見制度の適用状況を網羅的に把握する必要はないと考えており、そのための資料を有していないため、先の答弁書（平成二十五年七月二日内閣衆質一八三第一三三三号）一から二十四までについてのとおりお答えしたものである。

いずれにせよ、刑事施設においては、被収容者の人権を尊重しつつ、その状況に応じた適切な処遇が行われているものと認識している。